

令和 9 年度税制改正要望書 (案)

沖 縄 県

令和8年 月 日

〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 殿

沖縄県知事

玉城 デニー

令和9年度税制改正について（要望）

沖縄の振興につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、これまで沖縄振興予算や特区・地域制度などの税制上の特例措置の活用を図り、産業の振興と県民生活の向上に取り組んできた結果、様々な成果が現れております。

観光関連産業では、令和6年度の観光収入は約9,821億円で過去最高、人泊数も約3,036万人泊と過去最多となっております。

情報通信関連産業では、情報通信インフラの整備拡充や税制特例による企業誘致、高度IT人材育成等により、堅調に企業進出が進み、令和7年3月末現在、県内の情報通信関連企業数は899社、36,004人の雇用を創出しております。

一方、観光関連産業では多彩で質の高い観光を推進するほか、情報通信関連産業においても生産性の高い産業構造への転換を図る必要があります。

更に、一人当たり県民所得の向上等は、いまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。

このような中、沖縄県では、令和４年５月に策定した「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」に基づき、「強くしなやかな自立型経済」の構築等に向け、様々な施策を展開しております。

令和７年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」では、沖縄振興について「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上、産業振興、北部・離島地域の振興等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する」ことが示されたところであります。

本県における社会経済情勢を鑑みると、全国を上回る物価高が続いており、全国で最も高い食料物価による家計の負担増加や、事業者においては人手不足と相まった収益圧迫など、県民生活や事業活動への影響拡大が懸念されております。

また、地理的事情を有する本県においては、生活物資やエネルギーを空路や海路により移入しなければならず、輸送費等にコストを要することに加え、ガソリン等石油製品の価格上昇等、中東情勢による経済への影響の長期化により、負担は一層厳しさを増しております。

本県経済の成長を確かなものとし、さらに発展させていくとともに、社会経済情勢の変化に対応するためにも、これら特例措置の継続及び拡充が必要であります。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

既存の税制措置の継続及び拡充等について

(1) 観光地形成促進地域制度

ア 適用期限を３年延長（令和１２年３月３１日まで）

(2) 情報通信産業振興地域・特別地区制度

ア 適用期限を３年延長（令和１２年３月３１日まで）

イ 対象地域を県内全域に拡大

(3) 産業イノベーション促進地域制度

ア 適用期限を３年延長（令和１２年３月３１日まで）

イ 人材投資に要した費用（教育・訓練に要する費用等）を法人税から１００％控除する制度の導入

(4) 国際物流拠点産業集積地域制度

ア 適用期限を３年延長（令和１２年３月３１日まで）

イ 人材投資に要した費用（教育・訓練に要する費用等）を法人税から１００％控除する制度の導入

(5) 経済金融活性化特別地区制度

ア 適用期限を３年延長（令和１２年３月３１日まで）

イ 認定期間の更新制度の導入

ウ 特区内雇用者に係る人数要件の緩和

エ エンジェル税制の認定手続きの簡略化

(6) 離島の旅館業に係る特例措置

ア 適用期限を３年延長（令和１２年３月３１日まで）

(7) 沖縄型特定免税店制度

ア 適用期限を5年延長（令和14年3月31日まで）

イ 免税上限額20万円の撤廃

(8) 沖縄の発電用石炭及び液化天然ガス（LNG）に係る石油石炭税の免税措置

ア 適用期限を3年延長（令和12年3月31日まで）

(9) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置

ア 適用期限を3年延長（令和12年3月31日まで）

(10) 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置

ア 適用期限を3年延長（令和12年5月14日まで）

(11) 特区・地域税制の事務負担の軽減

ア (1)～(5)の特区・地域税制の実施状況報告書に係る事務手続きの見直し

以上